

令和 8 年度入札参加資格審査申請要領（建設工事・測量等追加申請受付）

三 春 町

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 及び 11 及び三春町財務規則（昭和 57 年三春町規則第 16 号）第 111 条及び第 122 条の規定により、入札参加資格審査申請書を三春町に提出する時期及び方法は下記のとおりです。

○ 資格審査の受付時期及び資格の有効期間

受 付 期 間	資格有効期間	種 別
令和 7 年 11 月 4 日（火） から 令和 7 年 12 月 5 日（金） まで	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで （1 年間）	（1）建設工事 （2）測量等（測量・調査・設計）
受付方法 ○システム入力による受付とします。 ○添付ファイルは、三春町のホームページ から提出に必要なものをダウンロードしてお使いください。		
審査基準日：令和 7 年 7 月 1 日 問い合わせ先：三春町役場財務課管理契約グループ 電話 0 2 4 7 （ 6 2 ） 2 1 3 2 FAX 0 2 4 7 （ 6 1 ） 1 1 1 0		

I 申請方法及び注意事項

- （1）システムの入力方法をよく確認したうえで、申請を行ってください。
- （2）システムの申請が受理されれば、申請受理通知メールを送付し、内容に不備がある場合は不受理メールを送付します。不受理の場合は三春町の入札参加有資格者名簿に登録されませんので、内容を修正し再度申請してください。
- （3）申請書等に故意に虚偽の記載をして提出した場合には、登録が拒否されることになり、登録になっている場合にも直ちに登録を取り消します。
- （4）申請事項に変更が生じた場合は速やかにシステムで変更申請を行ってください。
- （5）添付書類は三春町のホームページからダウンロードできますので、必要な書類をお使いください。

Ⅱ 申請を受け付ける業種

(1) 建設工事

ア 工事種別

1 一般土木工事	2 舗装工事	3 建築工事	4 電気設備工事	5 暖冷房衛生設備工事	6 鋼橋上部工事
7 PC橋上部工事	8 しゅんせつ工事	9 塗装工事	10 法面処理工事	11 上・下水道工事	12 清掃施設工事
13 消雪工事	14 機械設備工事	15 通信設備工事	16 造園工事	17 さく井工事	18 グラウト工事

イ システム上でのデータファイル添付一覧

書類の名称		提出部数
①	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し） （申請中の場合は、総合評定値請求書の写し。☆行政庁の受付印のあるもの）	1
②	社会保険加入状況申告書（第1号様式その1）	1
③	工事経歴書（第2号様式）	1
④	完成工事高集計表	1
⑤	技術者経歴書（第3号様式）	1
⑥	使用印鑑届 ※委任先を設けない場合に提出 委任状兼使用印鑑届 ※委任先を設ける場合に提出	1
⑦	法人（個人）県民税・事業税及び自動車税の納税証明書又は写し	1
⑧	消費税及び地方消費税の納税証明書又は写し	1
⑨	町税の証明書	1
⑩	建設業許可通知書の写し	1
⑪	新卒者雇用申告書（※県内業者で該当がある場合のみ提出する。）	1

注意事項

①経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）

審査基準日の直前営業年度に係る経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出すること。

なお、申請中の場合は、総合評定値請求書の写し。行政庁の受付印のあるものとする。

②社会保険加入状況申告書

経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書により、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していることが確認できない場合に提出する。（加入義務がない場合も含む。）

⑥委任状兼使用印鑑届（委任先を設けない場合は使用印鑑届を提出）

委任先を設けるかにより提出するファイルが違います。

→使用印鑑届 ※委任先を設けない場合に提出

→委任状兼使用印鑑届 ※委任先を設ける場合に提出

⑦法人（個人）県民税、事業税及び自動車税納税証明書又は写し

i 「納税証明書」は、申請日から遡って3ヶ月以内に課税地を所轄する福島県各地方振興局県税部で発行されたものとする。

ii 証明事項は、法人（個人）県民税、法人（個人）事業税と自動車税とする。

審査基準日の直前1年間における、福島県に納付し又は納付すべき額として確認したものとする。

⑧消費税及び地方消費税納税証明書又は写し

i 「納税証明書」は、申請日から遡って3ヶ月以内に申請者の主たる営業所の所在地を所轄する税務署で発行されたものとする。

ii 証明事項は、消費税及び地方消費税とする。

審査基準日の直前1年間における、納付し又は納付すべき額として確定したものとすること。

- iii 納税証明書の様式は、税額の証明（その1）又は未納がないことの証明（その3、その3の2、その3の3）のいずれでも構わない。

⑨町税の証明書

- i 三春町に納付すべき町税がある場合は役場税務会計課で証明を受けてください。

⑩新卒者雇用申告書（該当がある場合のみ提出する。）

- i 新卒者とは、資格審査の審査基準日の3年前の年度の4月1日以降に学校教育法に規定する高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校又は職業能力訓練校の課程（在職者訓練を除く。）を卒業した者とする。
- ii 新卒者が有期雇用（期間の定めのある雇用契約による雇用）職員、アルバイト、パートタイマー、日雇い又は派遣社員の場合は、提出しない。

（2）測量等

ア 業務種別

業務種別	業 務 内 容	申 請 の 要 件
地上測量	測量一般、地図の調整	測量業の登録があること
航空測量	航空機による測量、地図の調整	測量業の登録があること
調査	- 不動産鑑定 - 地質調査 - 補償コンサルタント - 建設コンサルタント（土木工事に関する設計図書の作成を含まない部門）	不動産鑑定については、不動産鑑定の登録があること
土木設計	- 土木に関する工事の設計又は監理 - 建設コンサルタント（土木工事に関する設計図書の作成を含む部門）	なし
建築設計	- 建築に関する工事の設計又は監理 - 建築士事務所	建築士事務所の登録があること
その他の業種	製造（工事に関する施設、工事に関する機械、船舶の製造・修繕）等	なし

イ システム上でのデータファイル添付一覧

書 類 の 名 称		提出部数
①	1. 申請業種に関する登録を受けている場合 →登録証明書の写し又は国土交通大臣に提出した現況報告書の写し（2年分） 2. 申請業種に関する登録を受けていない場合 →法人は商業登記簿謄本（登記事項証明書）又は写し、個人は身分証明書又は写し	1
②	審査基準日直前2年間の各営業年度の財務諸表	1
③	法人（個人）県民税・事業税及び自動車税の納税証明書又は写し	1
④	消費税及び地方消費税の納税証明書又は写し	1
⑤	町税の証明書	1
⑥	使用印鑑届 ※委任先を設けない場合に提出 委任状兼使用印鑑届 ※委任先を設ける場合に提出	1
⑦	業務経歴書（第6号様式の2） ※その他の業種は提出不要	1
⑧	技術者経歴書（第3号様式） ※その他の業種は提出不要	1

注意事項

①-1 申請業種に関する登録を受けている場合

登録証明書の写し又は国土交通大臣に提出した現況報告書の写し（2年分）

- i 不動産鑑定及び建築士事務所については、登録証明書の写し
- ii 測量、建設コンサルタント登録規程、地質調査業登録規程及び補償コンサルタント登録規定に基づく登録の場合は、各々現況報告書の写し（2年分）をもって証明書にかえるものとする。

①-2 申請業種に関する登録を受けていない場合

- i 事業主が個人であるときは、本籍地の市町村長が証明する身分証明書、法人の場合は商業登記簿謄本（登記事項証明書）又は写し
- ii 測量業や建築士事務所を営業するにもかかわらず、その登録を受けていない場合には申請できない。

※①-1、①-2ともシステム上必須項目となっていますが、該当のない方にはダミーファイル（中身の記入のないファイル）を添付するようにしてください。

②審査基準日直前2年の各営業年度における財務諸表

法人の場合 貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書又は株主資本等変動計算書

個人の場合 営業用純資本額調書、収支計算書

※ 国土交通大臣に提出した各登録規定に基づく現況報告書等（2年分）を提出した場合はこれを省略してよい。

③法人（個人）県民税、事業税及び自動車税納税証明書又は写し

- i 「納税証明書」は、申請日から遡って3ヶ月以内に課税地を所轄する福島県各地方振興局県税部で発行されたものとする。
- ii 証明事項は、法人（個人）県民税、法人（個人）事業税と自動車税とする。
審査基準日の直前1年間における、福島県に納付し又は納付すべき額として確認したものとする。

④消費税及び地方消費税納税証明書又は写し

- i 「納税証明書」は、申請日から遡って3ヶ月以内に申請者の主たる営業所の所在地を所轄する税務署で発行されたものとする。
- ii 証明事項は、消費税及び地方消費税とする。
審査基準日の直前1年間における、納付し又は納付すべき額として確定したものとする。
- iii 納税証明書の様式は、税額の証明（その1）又は未納がないことの証明（その3、その3の2、その3の3）のいずれでも構わない。

⑤町税の証明書

- i 三春町に納付すべき町税がある場合は役場税務会計課で証明を受けてください。

⑥委任状兼使用印鑑届（委任先を設けない場合は使用印鑑届を提出）

委任先を設けるかにより提出するファイルが違います。

→使用印鑑届 ※委任先を設けない場合に提出

→委任状兼使用印鑑届 ※委任先を設ける場合に提出

Ⅲ 入札参加資格審査申請ができない人

以下のいずれかに該当する人は、競争入札に参加できません。したがって入札参加資格審査申請もできません。

(1)	当該入札に係る契約を締結する能力を有しない人及び破産者で復権を得ない人。
(2)	法律などで、営業には許可等が必要であるとされている場合に、その許可等がない人。
(3)	町税を滞納している人。
(4)	県税を滞納している人。
(5)	消費税又は地方消費税を滞納している人。
(6)	工事・測量等の入札参加資格審査申請をする場合には、審査基準日の直前1年の営業年度において、工事完成高や取扱高のない人。
※三春町建設工事等入札参加資格が認定された後、上記事項に該当した場合は、資格の認定が取り消されます。	
※(6)で定める直前1年の完成工事高等は、入札参加申込種別毎に必要となります。	

Ⅳ 審査の内容

三春町建設工事等入札参加資格審査の審査内容は次のとおりです。

区 分	審 査 事 項
建設工事	1 客観的事項 ① 経営規模 ② 経営状況 ③ 技術力 ④ その他の評価項目（社会性等） 2 主観的事項（県内に主たる営業所（本店等）を有する者のみ） ① 工事成績 ② 工事施工の状況 ③ 優良工事の有無 ④ 建設業法に基づく処分の有無 ⑤ 資格認定の取消の有無 ⑥ 競争入札における指名停止の有無
測量等 （測量・調査・設計）	1 審査基準日の直前2年の各営業年度における取扱高の平均取扱高 2 審査基準日の前日における測量等に従事する職員数 3 業務の経歴 4 資本金額 5 営業年数

1. 客観的事項

工事における客観的事項は、経営事項審査の審査事項を三春町の18の工事種別に対応するように組替えたものとなります。

区分	審査項目	経営事項審査との対応
①経営規模	a. 審査基準日の直前2年又は3年の各営業年度の工事種別年間平均完成工事高	完成工事高を三春町の18の工事種別に組替えたもの。（2年平均か3年平均の選択は経営事項審査の選択と同じであること。）
	b. 審査基準日の直前の営業年度終了日の決算（基準決算）における自己資本の額又は基準決算及び基準決算の前期決算における自己資本の額の平均額	自己資本額及び利払前税引前償却前利益の評点（X2）を使用
	c. 基準決算と前基準決算の利払前税引前償却前利益の2期平均額	
②経営状況	a. 純支払利息比率 b. 負債回転期間 c. 売上高経常利益率 d. 総資本売上総利益率 e. 自己資本対固定資産比率 f. 自己資本比率 g. 営業キャッシュフロー h. 利益剰余金	経営状況の評点（Y）を使用
③技術力	a. 基準決算の営業年度終了日における工事種別技術者数 b. 審査基準日の直前2年又は3年の各営業年度の工事種別年間平均元請完成工事高	技術者数を三春町の18の工事種別に組替えたもの。（2年平均か3年平均かの選択は経営事項審査の選択と同じであること。）
④その他の審査項目（社会性等）	a. 労働福祉の状況 b. 建設業の営業年数 c. 防災活動への貢献の状況 d. 法令遵守の状況 e. 建設業の経理に関する状況 f. 研究開発の状況	その他の評価項目（社会性等）の評点（W）を使用

V 申込種別

1. 建設工事の三春町の工事種別(18 種別)と建設業許可業種(29 業種)の対応表

以下の 18 の工事種別の入札参加資格審査を申請しようとする場合は、対応する許可業種有し、かつ審査基準日の直前決算において、完成工事高があることが要件となります。

工事種別 (18)	例 示	対応する許可業種 (29) 建設業の業種
1 一般土木工事	土木一式工事、農業用水道、かんがい用排水施設整備	土木工事業
	盛土、根切、掘削、コンクリート打設、はつり土留、締切り、整地、コンクリートブロック、客土、ガードレール設置、標識設置、フェンス設置、くい打ち、くい抜き、種子吹付	◎とび・土工工事業
	石積み、石張り、石材加工、コンクリートブロック積み張り	◎石工事業
	タイル、コンクリート積み張り、レンガ積み張り	◎タイル・れんが・ブロック工事業
	鉄塔、ガードレール、標識設置、屋外広告物設置（制作から一貫して請け負う場合）	◎鋼構造物工事業
	主に工作物に係る鉄筋加工組立の工事、鉄筋継手工事	◎鉄筋工事業
	工作物解体（主に建築物以外）	◎解体工事業
2 舗装工事	アスファルト舗装、コンクリート舗装、軽舗装表面処理工事	舗装工事業
3 建築工事	建築一式工事	建築工事業
	造作、木造間仕切	◎大工工事業
	左官、とぎ出し、吹付、モルタル左官、防水モルタル、ラス張り	◎左官工事業
	ひき家、鉄骨組立、とび、コンクリート打設、くい打、くい抜き	◎とび・土工工事業
	石積み、石張り、石材加工	◎石工事業
	金属薄板屋根ふき、屋根断熱、スレート、瓦、屋根ふき	◎屋根工事業
	コンクリートブロック積、レンガ積み張り、タイル張り、築炉	◎タイル・れんが・ブロック工事業
	鉄骨組立、鋼製階段（避難階段含む）	◎鋼構造物工事業
	アスファルト防水、モルタル防水、目地防水、塗膜防水、シート防水、注入防水	◎防水工事業
	壁張り、内装間仕切、インテリア、たたみ、ふすま、天井仕上、床仕上	◎内装仕上工事業
	ガラス加工・取付	◎ガラス工事業
	サッシ取付、建具取付、シャッター、カーテンウォール、ふすま	◎建具工事業
	主に建築物に係る鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	◎鉄筋工事業
4 電気設備工事	電気配線、信号設備、ネオン装置、受変電設備、照明設備、引込線屋内電気設備	電気工事業
	火災報知、非常警報設備	◎消防施設工事業
5 暖冷房衛生設備工事	ガス配管、給排水、給湯設備、冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、空調設備、汚物浄化槽、水洗便所設備、厨房設備、畑地灌漑（スプリンクラー）、家屋等施設の敷地内の配管、配水小管工事	管工事業
	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備の熱絶縁工事	◎熱絶縁工事業

	消火栓、消火設備、水噴霧、緩降機、排煙設備、避難はしご、屋外消火栓、スプリンクラー設備	◎消防施設工事業
6 鋼橋上部工事	鋼橋上部、歩道橋設置	鋼構造物工事業
	足場架設、コンクリート打設	◎とび・土工工事業
7 P C 橋上部工事	土木一式工事（プレストレストコンクリート工事）	土木工事業
	足場架設、コンクリート打設、P C 橋上部の据付	◎とび・土工工事業
8 しゅんせつ工事	海・河川しゅんせつ	しゅんせつ工事業
9 塗 装 工 事	塗装、区画線塗装、下地調整、溶射、ライニング、布張り仕上、プラスター、橋梁塗装	塗装工事業
10 法面処理工事	土木一式工事（法面処理工事）	土木工事業
	モルタル吹上、土留、締切り、種子吹付け、コンクリートブロック、注入防水	◎とび・土工工事業
11 上下水道工事	取水施設・浄水施設・配水施設、下水処理設備、上水道管埋設、上水道、下水道工事	水道施設工事業
	公道下の下水道本管埋設、農業用水（管水路）	◎土木工事業
12 清掃施設工事	ゴミ処理施設、し尿処理施設	清掃施設工事
1 3 消 雪 工 事	消雪工事一式	管工事業、さく井工事業
14 機械設備工事	索道、プラント設備、クレーン設置、昇降機設置、揚排水機設置	機械器具設置工事業
	水門、樋門等門扉設置、開閉機設置	◎鋼構造物工事業
15 通信設備工事	有線・無線電気通信設備、放送機械設備、空中線設備	電気通信工事業
1 6 造 園 工 事	植栽、地被、景石、地植、水景、公園施設	造園工事業
1 7 さ く 井 工 事	さく井、観測所、還元井、浅井戸、さく孔、揚水設備	さく井工事業
18 グラウト工事	土木一式工事	土木工事業
	ボーリンググラウト	◎とび・土工工事業

（注）上の表において、◎は工事種別に対応する許可業種が複数あり、例示の工事を単体工事として発注した場合に必要な許可業種を表します。